

委員 鷺 健志

質問1. 中国における商標の類否判断の基準についてご説明いただきたい。

回答： 中国の侵害訴訟における商標の類否判断について、司法解釈（2002）32号「商標民事紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する最高人民法院解釈」（2002年10月12日公布、16日施行）の第9条～第12条に規定されている。

（1）商標の同一の定義（第9条第1項）

： 侵害行為の使用商標と登録商標とを対比して、
両者に視覚上の基本的な差異がないこと。

（2）商標の類似の定義（第9条第2項）

： 侵害行為の使用商標と登録商標とを対比して、
その文字の字形、発音、意味或いは図形の構図及び色彩、或いはその各要素の組合せ後の全体構造が互いに似ており、或いはその立体形状、色彩の組合せが類似し、
容易に関連公衆に商品の出所の誤認を生じさせ又はその出所と登録商標の商品とが特定の関係を有すると思わせること。

（3）関連公衆の定義（第8条）

： 商標が標記された某類の商品又は役務に関係のある消費者、及び、
前述の商品又は役務の営業販売に密接な関係のあるその他の経営者。

（4）商標の同一又は類似の判断の原則（第10条）

判断主体：関連公衆の一般的注意力
観察方法：商標全体を対比する他（全体観察） 商標の主要部分の対比も行わなければならない（要部観察）。且つ、対比は離隔的状態で行う（離隔的観察）
保護を求める登録商標の顕著性及び知名度を考慮する。

（5）商標の外観、称呼、観念のうち、特に重視されるものがあるか。商標の具体例を挙げて説明していただきたい。

回答：・外観を先ず重視する。観念も重視する。
・例として、北京ダックの有名店の「全聚徳」と、「？聚徳」
発音は全く異なるが、外観類似 類似商標

(6) 判断基準時

回答：出願時である。

審判のときは審判時である。

- ・顯著性の判断基準時は定めがないが、審判時にすべき。
- ・出願時には類似したが、審判時には非類似の場合には、審判時を考慮すべき。

裁判のときは定めなし。

(7) 商標の類否判断の際、商標を使用する商品の取引の実情は考慮されるか。商標の具体例を挙げて説明していただきたい。

回答：審査時：商品の実情を考慮しない（著名商標は例外）

審判時：主張立証すれば考慮する。証拠の提出が必要。

質問2. 登録審査の場合と、侵害訴訟の場合とで、商標の類否判断に相違があるか。

回答：相違があると思われる。

質問3. 次のピンイン商標と漢字商標との類否判断基準についてご説明いただきたい。

2001年「ピンイン商標と漢字商標との類否判断基準」

- (1) 漢字商標と、その対応するピンイン商標とは、一般に類似商標と判断しない。
但し、先権利を有する商標が特定の意味を有する場合又は著名商標である場合は除く。
- (2) ピンイン商標と、同一ピンインと漢字(対応しているか否かを問わない)の結合商標とは、一般に類似商標と判断する。
- (3) 先商標がピンイン商標である場合、それと類似する後のピンイン商標は、一般に類似商標と判断する。
- (4) 漢字とピンインの結合商標と、漢字が異なりピンインが同一の結合商標とは、一般に類似商標と判断しない。

回答：(1)は正しい。

- ・漢字商標 × 対応するピンイン商標 一般に、非類似
発音だけでは漢字を特定できないので、単純に類似と判断できない。
- ・但し、ピンインから特定の漢字が連想される場合 類似

例：ZHONG SHAN TIAN × 中山舟見 類似

(日清戦争で沈んだ船の名称として有名)

例：耐克 × NAIKE 類似

(漢字はNIKEの当て字。著名商標)

- ・PANDA × 熊猫 × XIONGMAO の例が説明されたが、中国側の類否判断が分かれたようなので、結論不明。

(2)は正しい。

・ピンイン商標 × (同一ピンイン + 漢字) 結合商標 類似

(3)ピンイン商標とピンイン商標との類似について

・外観類似、称呼異なる、觀念も異なるが一つの意味に特定されない(多
数の意味がある) 類似

例： TONG MEI × TONG MEN

(4)は正しい。

以上